

全日制課程 学校生活の決まり事

【生徒心得】

校内の規律

学校は、学びの場であることを自覚し、多くの仲間と共に成長していくために、以下の内容に注意し学校生活を送ること。

- 1 常に始業 10 分前までに登校することを心がけること。
- 2 平日の放課後は 19 時までに完全下校すること。土曜日・日曜日及び祭日、また長期休業日・考查期間・始業式・終業式等については、16:30 までに下校すること（考查最終日の完全下校も 16:30 まで）。ただし、許可を受けた場合は下校時間の延長を認める。
- 3 登校・下校の際は、南門（からたち門）より出入りすること。ただし、原付バイクは正門より出入りするものとする。（敷地内は押して歩くこと）
- 4 学校食堂の利用については、マナーを守り、アイスクリーム等を教室・部室等へ持ち込まない。
- 5 常に校内の掲示に注意すること。
- 6 生徒会又は個人の掲示、ポスター等は必ず学校の許可を受け、指定された場所に掲示すること。
なお、チラシ等の配布もこれに準ずる。
- 7 放送設備・会議室等を利用する場合は先生の許可を得ること。
- 8 校外に出る必要がある場合は、学級担任に申し出て外出許可を受けること。
- 9 携帯電話は、学校の敷地内では常に電源を切り、使用しないこと。但し、許可が出ている場合についてはその限りではない。
- 10 運動場・各種コートには、雨天や雨後などは許可なく立ち入らないこと。
- 11 誤って公共物を破損又は汚損した場合は直ちに学級担任に届け出ること。
- 12 運動用具その他学校の道具を使用する際は、先生の許可を受けること。
- 13 許可なくして校内での火気（電熱、ガス等を含む）使用は禁止する。
- 14 エアコンの使用については必ず先生の許可を受けた後使用すること。
- 15 遺失物・拾得物があったときは、速やかに学級担任もしくは遺失物係教員に届けること。
- 16 校内での署名活動、資金カンパ、学校の許可を受けていないコンサート等の入場券の売買は禁止する。

【校外の規律】

朝倉高校の生徒としての自覚を持ち、責任を持って行動すること。

- 1 外出する際は家人に行き先を告げ、連絡が取れるようにしておくこと。夜間の外出は極力避け、深夜の外出は行わない。
- 2 交通法規を守り行動すること。
- 3 不健全な場所への立ち入りは禁止する。
- 4 アルバイトは原則禁止とする。
- 5 メディア等に出演をするときは、保護者の承認を得て学級担任をとおして、学校に届け出る。

【服装・頭髪規定】

服装・頭髪等、身だしなみを整えることは、社会において大切なマナーの一つである。日頃から面接試験を意識した身だしなみを心がけ、社会の一員である自覚を持つことが大切である。

- (1) 頭髪は、清潔、自然な形を基本とし、染色、脱色等による変色やパーマ等は行ってはならないものとする。長さは肩にかかるない程度とし、それ以上は髪を束ねること。ただし、縮毛矯正は認める。

- (2) 本校生徒として行動（登下校含む）する際は制服を着用し、生徒手帳を携行する。特に登下校時は朝高バッグを使用し、それでも入らない荷物を入れるものとして華美ではないサブバッグの使用を認める。
- (3) 襟章、校章は定められた所につける。
 男子…冬服は左襟にクラス章、右襟に校章
 女子…左胸に校章並びにクラス章
- (4) 夏服・冬服は本校指定のものとする。
- (5) 男子夏服の下には白のTシャツ等を着用する。全白を基本とするが、胸元にワンポイント程度の白Tシャツならば可とする。体操服やカラーTシャツ、フロント及びバックに文字やデザイン等がプリントされたものは不可とする。
- (6) 冬の防寒具については、下の表の通りとする。なお、マフラー・手袋等は、校舎内では着用しない。（バイク通学者については別途防寒具の着用を認める）
- (7) 登下校時の履物は靴とする。ソックスは白・黒・紺とする。ただし式典の時は白とする。校内にあっては、学校規定の上靴を着用すること。

	男 子	女 子
冬 服	上衣・ズボン A. H. Sのネーム入り	上衣 紺サージセーラー型 襟 白線4条 ネクタイ 黒（長さ1mの三角布）ネクタイ止 A. H. Sのネーム入り スカート 紺サージ 襪数 24 茶が基本）上衣 ギンガム
夏 服	シャツ・ズボン A. H. Sのネーム入り	上衣 ギンガム半袖 セーラー型 襟 白線4条 ネクタイ 黒（長さ1mの三角布）ネクタイ止 A. H. Sのネーム入り スカート ギンガム 襪数 24
防寒着	制服着用時の防寒着は上着のみとする。 防寒着は、コート・ウインドブレーカー等とし、パーカー・ダウンや指定以外のカーディガンは認めない。 受験時に使用すること、教室での収納を考えたサイズ等を選択すること。 なお、キャラクター・ロゴ等が大きく入ったデザインや、配色が派手なものは認めない。 自転車で登校している生徒は、防寒着の長さは安全に配慮した物を選択すること。 また、部活動で、そろえて購入したウインドブレーカー等も防寒着としての使用を認める。	

- 冬服、夏服は男女ともに学校規定のもの。
 - 不明な点は事前に生徒育成課に確認をとること。
- (8) やむを得ずして異式の服装をする場合には学級担任に申し出、生徒指導主事の許可を得ること。

【交通規定】

交通法規・交通道徳を遵守し、安全に十分注意しよう。

- 1 携帯電話を使用しながらの運転は行わない。
- 2 通学に自転車を使用する場合は、学校規定の鑑札を付けること。
- 3 通学に自転車を使用する場合は、必ず自転車用のヘルメットを着用すること。また、通学以外で自転車を使用する場合も、安全確保のためのヘルメットの着用を推奨する。

- 4 傘さし運転、二人乗り、ながら運転（携帯電話を触る・ヘッドホンをして音楽を聴く等）道路交通法に違反する運転は行わない。（雨天時はカッパを使用する。）
- 5 バイク通学（原付免許のみ）については、学校から自宅までの距離が7km程度以上あり、かつ、交通の便が悪い生徒に対し審議して認める。手続き等については別途定める。
- 6 家庭の事情等で特別にバイクの免許を取得しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。なお自動二輪の免許取得は認めない。
- 7 バイクを運転する際はフルフェイスのヘルメットを必ず着用する。
- 8 自動車免許取得のために自動車学校へ入校できるのは卒業証書授与式以降を原則とする。やむを得ずそれ以前に取得しなければならない場合は、就職する生徒のみを対象とし、校長が認める場合とする。
- 9 校外で起こった事故・交通違反は速やかに学級担任を通じて、係教員に連絡する。